

家畜衛生便り

令和3年6月9日 発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-24843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

飼養衛生管理基準の遵守について再確認を！

国内や近隣諸国において、家畜伝染病の発生が確認されています。

昨シーズンは国内において、18県52事例の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、殺処分羽数は過去最大の約987万羽に及びました。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（家きん） [2020.11.5-2021.3.14]

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは

18県52事例の発生

殺処分羽数は約987万羽

※ 殺処分羽数は過去最大

※ これまでのシーズン最大殺処分羽数は約183万羽

国内飼養羽数に対する殺処分羽数の割合 **約3.1%**
国内飼養羽数 **3.2億羽** (H31年2月 畜産統計)

肉用鶏（種鶏含む） **約 81万羽**

採卵鶏（種鶏含む） **約904万羽**

その他（あひる） **約 2万羽**

ケージ飼い： **34事例**

平飼い： **18事例**

自衛隊の派遣：

28回（30事例）

大規模（50万羽以上）農場 **5事例**

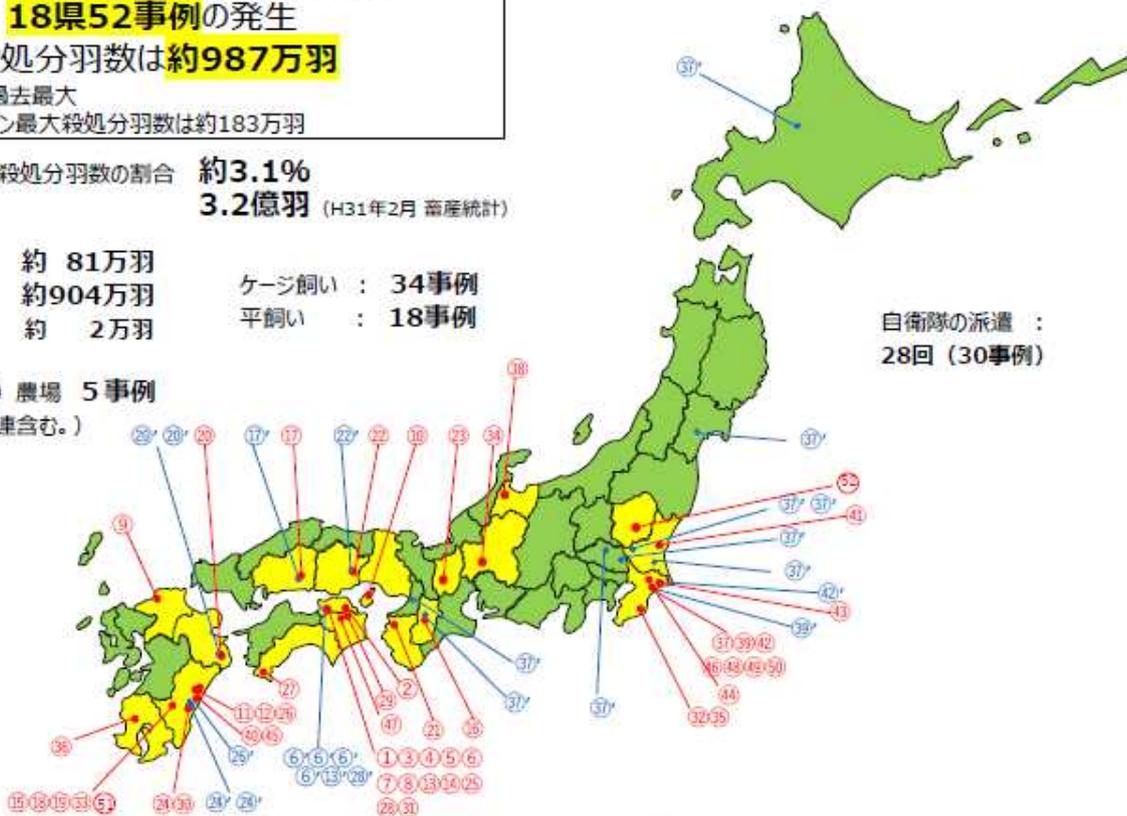
岡山 64万羽（関連含む。）

千葉① 116万羽

千葉② 115万羽

千葉③ 115万羽

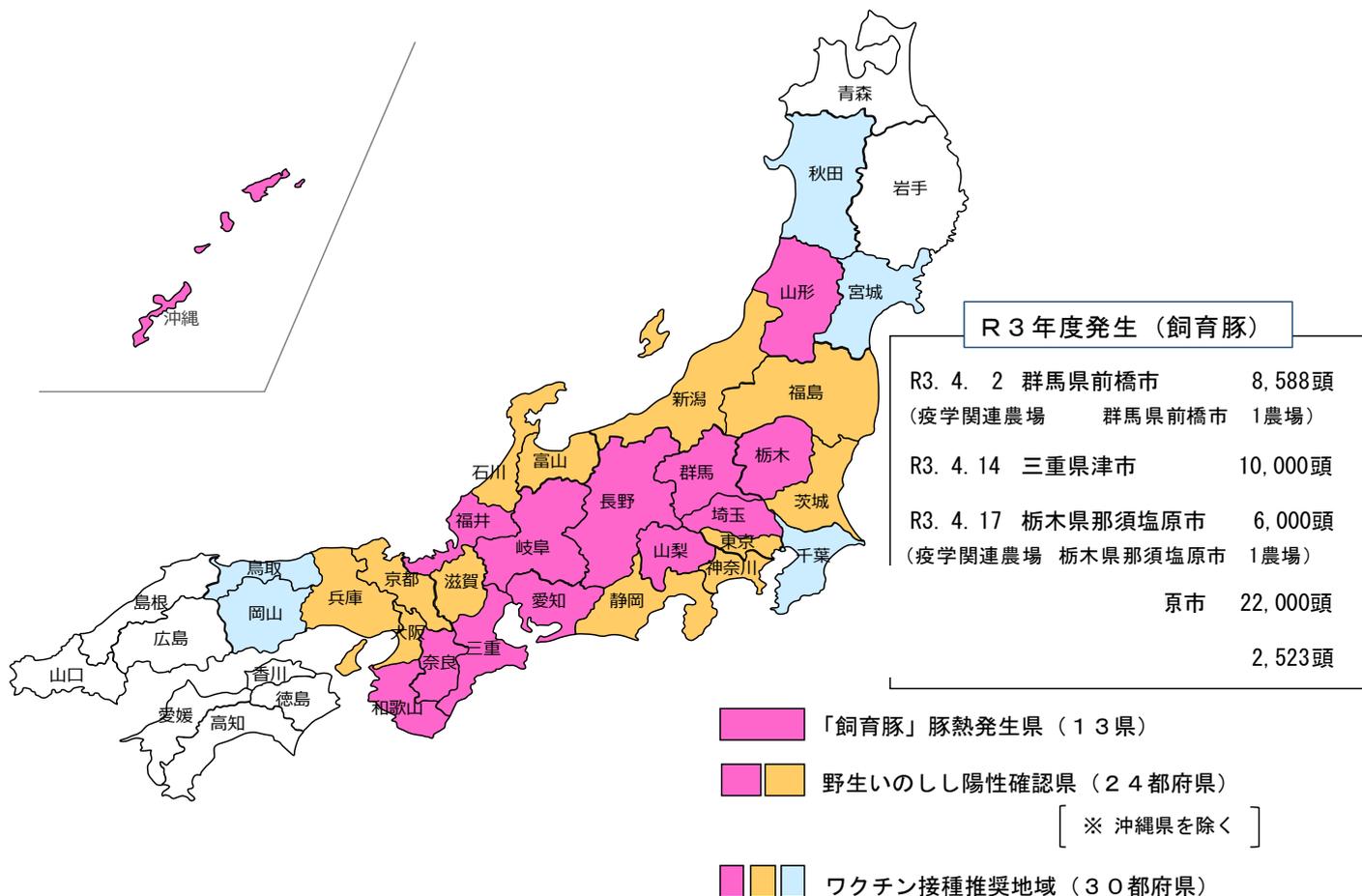
茨城 84万羽



全事例で移動制限解除済み

また、平成30年9月に確認された豚熱は、2年半が経過した現在も、ワクチン接種農場において4月に「群馬県」、「三重県」、「栃木県」、5月に「山梨県」での発生が続き、収束が見通せない状況になっています。

豚熱（CSF）の発生状況（R3.5.11現在）



さらには、国内での発生は確認されていないものの、近隣諸国においては、韓国で約7ヶ月ぶりに飼育豚で「アフリカ豚熱」の発生、また、中国においては、断続的に「口蹄疫」の発生が確認されるなど、国内への家畜伝染病の侵入が危惧される状況になっています。

そのため、農場内に家畜伝染病を持ち込ませないよう、今一度、飼養衛生管理基準の遵守について再確認をお願いいたします。

「家畜排せつ物法」に基づく 管理基準の遵守をお願いします！

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」
(以下、法律)では、「畜産業を営む者は、管理基準に従い、
家畜排せつ物を管理しなければならない」と規定されています。

【管理基準】

- ① 管理施設の構造設備に関する基準
 - ② 管理の方法に関する基準
- があります。

- 家畜排せつ物は管理施設で管理してください。
- 管理施設の定期的な点検、修繕、装置の維持管理をお願いします。
- 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録してください。

※ 記録は、各畜種ごとの様式にご記入いただき、各自で保管していただけますようお願いします。

堆肥の散布方法に注意しましょう！

堆肥の散布は、農作物の健全な生育に重要な作業である一方、「悪臭」などの苦情が寄せられることがあります。

【畜産農家の皆様へ】

堆肥を散布する際は、次の点に注意して行ってください。

- 堆肥は、できるだけ完熟したものを施用しましょう。
- 農地に搬入した堆肥は、速やかに鋤き込みましょう。
- 天候等により鋤き込みができない場合は、ブルーシートなどで被覆してください。
- 耕種農家へ堆肥を販売、譲渡する場合も、速やかに鋤き込むよう促してください。

※ 施肥量は、「徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例」で基準量が定められています。

過剰な堆肥散布はやめましょう！！

